



国際障害者年——世界の動き

丸 山 一 郎

(総理府国際障害者年担当室)

はじめに

国際障害者年(International Year of Disabled Persons 以下 I Y D P と略称を使用)も後半に入った。 I Y D P は国の政治経済等の発展 レベルとは無関係に、多くの国々での取り組みがなされている。各国の元首は年頭から I Y D P の宣言をしており、 I Y D P に関する企画や審議、実施等を行う国内委員会は、 1981 年 6 月現在で 110 カ国に施いて設置されている。 20 を超す国々で記念切手が出されている。

国連においては、第 3 回の I Y D P 諮問委員会が 8 月に開かれ、 I Y D P 後の「長期行動計画案」を各国の意見を得て討議し、来年早々にも、最終案を各国に提示する。 1982 年の第 37 回国連総会では、「長期行動計画」を審議採択の予定となっている。

I Y D P の大きな目的の 1 つは、この長期的な取り組みを計画し実施することにあるのであるが、各国においても独自の長期計画が検討されている。また西独のように既に 80 年代の長期計画を発表した国もある。

る。 I Y D P を記念した障害者問題の啓発事業も各国の様々なレベルや各地域で活発に展開がされている。またこの分野での国際協力も多くの新しいプログラムが実施されたようである。

I Y D P は、先進国においては、特に重度障害者の問題について、更に努力を重ねる年である。多くの開発途上国においては、この年を機に国民の啓発と対策の実施を開始するものである。この中にあって、わが国は I Y D P に取り組む最も活発な国の 1 つである。 I Y D P という機会に、政府・公共団体・民間関係団体が、様々な啓発のための記念事業や、障害者の参加を促進する事業を展開している。また同時に長期的な取り組みに向けての準備もなされている。中央心身障害者対策協議会における I Y D P 特別委員会（障害者関係の 16 委員を含む 66 名の各界代表委員）による「長期行動計画の在り方」の審議（年末にまとめられ発表される予定）、各都道府県における同様な審議、民間団体による長期計画の立案への努力と、問題の整理と今後の優先的な取り組みを話し合う障害者問題国民会議の準備などがそれである。更に特筆すべき

海外の動き

事は、報道機関の動きであろう。テレビ、ラジオ、新聞雑誌は、これまでにない程の莫大な取材を国外を含めて行っている。障害者問題を表面から扱った番組が国民から好評をうけているのも、かってなかった現象といえよう。I Y D P の周知度は、80%以上とされている。これ程のマスコミの動きや、政府自治体の広報や民間の啓発活動は、何らかの影響を I Y D P 後も残すことは間違いないのである。国連が I Y D P を決めた目的である国民への PR は、わが国に於いては、充分その目的を達成している。

そして、I Y D P が障害をもつ人による年であるように、わが国を含め他の国に於いても、I Y D P という国際的行動に障害者自身の積極的な動きがみられるのである。

I Y D P をめぐる世界の動きの中で、現在のところ、入手した情報の中から、いくつかを紹介することとする。

世界障害者連合 (Disabled People's International)

1980年のカナダでの世界リハビリテーション会議に参加した、世界各国の障害者によって産声があげられたものである。地球上の各地域からの代表による運営委員会がもたれて、I Y D P の今年、11月30日～12月4日まで、シンガポールにおいて、第1回の世界会議がもたれることになった。世界連合の目標は、①情報交換の場を創る。②既存のプログラムや法律を見直し、変更の運動をする。③国際的レベルで障害者のために発言する。④障害者組

織の設立を促す。⑤特に発展途上国に眼をとめ世界的団結をすすめる。⑥障害者に影響を及ぼす諸計画づくりのパートナーとして参加すること、を掲げている。

第1回世界会議は、世界4億5千万人の障害者に直接関係のある経済問題、社会問題に焦点をあてて組まれ、「食糧の不均衡」「研究、開発用資源」、「開発途上国と技術の譲渡」、「障害者の団体——自決の哲学」などが討議されることになっている。

会議では、人口100万人に1人の割で選ばれた各国代表（1国20名以内）により、世界6地域よりの評議会の30人のメンバーが選出される。

現在カナダとスウェーデンが事務局を分担して、各国では資金づくりのために積極的に運動が展開され、12月の障害者インターナショナルの結成にむけて準備がなされている。

国連もこの動きを支持し、「I Y D P 任意拠出金」よりの支出を決めている。草の根運動的障害者運動が、世界連合をつくり上げるこの会議の結果が大いに注目されるところである。

西独の長期計画の発表

西ドイツにおけるI Y D Pへのとりくみは、最も早くから行なわれた。西独政府は、国連総会での決議ののち、速く、国連I Y D P信託基金への50万DMの拠出を決定するとともに、1979年の6月にはI Y D P国内委員会を発足させている。委員会は、連邦・地方政府障害者団体、リハビリテーション団体、専門家、国会議員な

どの代表からなる、700名という大規模なものであり、社会労働大臣が委員長となつた。

委員会は、下記の13の部会に分かれて、現状の見直し、今後の目標の審議を行つた。

13の作業部会は、次のとおり：

1. 予防・早期診断と治療
2. リハビリテーション医学
3. 教育（就学前、学齢、大学、生涯）
4. 職業リハビリテーション
5. 一般雇用と特別ワークショップ
6. 環境整備（建物、住居、交通）
7. 社会への統合
8. 障害者と家族
9. スポーツ
10. リハビリテーション専門職の養成
11. 障害種別の特殊問題
12. 調査・研究とデモンストレーション
13. 広報・啓発

1979年の後半より精力的に行なわれた審議は、IYDPを控えた1980年秋にまとめられ、「80年代におけるリハビリテーション行動計画」として、発表された。

この行動計画は、リハビリテーションの一層の前進と障害者の置かれている現状の改善に関する必要な施策を勧告しているものである。

行動計画はまず、前提となる現状認識を述べている。西独は、1970年に障害者のリハビリテーションを促進するための行動計画を明らかにしている。この計画の実施に当つては、行政機関及びリハビリテー

ション関係者、雇用主、障害者自身及び家族などの緊密な協力が得られたとしている。

この間の法律面の改正の主なものは、

1. 障害の早期発見を健康保険の対象として規定した（1971年）。
2. 重度障害者対策法の制定により、勤労者以外の人々にも対象とすることに拡大し障害の原因、種類には関係なく、すべての障害者を対象に編入した（1974年）。
3. リハビリテーションサービスを断絶することの多い断続的なものとし、同時にリハビリテーション期間中の障害者の収入の保障を定めた（1974年）。
4. 施設で作業に従事している障害者、また職業訓練についている障害者を、社会保障の対象とした（1975年）。
5. 障害者雇用の未達成企業の負担金の用途を重度障害者の教育・訓練に使用することに拡大した（1978年）。
6. 重度障害者の年金支給開始年齢を60才に引き下げた（1978年、1979年）。
7. 重度障害者の公共交通機関の無料利用に関する法の制定（1979年）。

法律面の改正と平行して、政府はリハビリテーション分野の充実に力を入れ、70年代の連邦政府の支出額は30億マルクに達している。

職業訓練施設も充実され現状では年間

12,000人の障害者が訓練を受けている。一般雇用の困難な障害者の働く作業所は300カ所であり、53,000人が利用しているが今後更に60,000人の利用を計画中である。

障害者の一般学校への入学は促進されており、就業前からの段階からの統合がすゝめられている。高等教育に関しても学生専用の居住の整備がなされた。

障害者の社会参加の促進のための対策もすすめられ、障害者と非障害者間の相互理解の促進、リクリエーション施設の建設、スポーツの奨励、建築上の障害物の除去、障害者用住宅の建設、ヘルパー制度の強化などの障害による各種の不利益を補うための政策がとられてきた。

こうした 10 年の努力にかゝわらず、障害者の権利保障には、改善の余地があり、障害者の社会的地位の向上は、更に押しすゝめられねばならないと政府は認識し、障害者へ参加を達成するために、社会全体の経済状況を考慮しつつ努力すべきであるとしている。今後の努力の目標として、行動計画は次の 10 項目を挙げた。

1. 障害者の社会参加促進のための立法
2. 予防のための政策、早期発見、早期治療、早期訓練
3. 医学リハビリテーション・サービスの充実
4. 教育機会の改善（児童、青年、成人）
5. 職業リハビリテーション・サービスの充実と重度障害者への拡大
6. 重度障害者の労働参加の条件の改善
7. 社会リハビリテーション・サービスの充実
8. リハビリテーション関係者の協力の強化
9. リハビリテーション専門職の養成と再教育の充実

10. 研究の強化と、データー収集の充実

以上のような西独の取りくみは、各國の努力へも影響を与えるものであり、重度障害者に関する総合的な検討は、特にわが国の今後の障害者対策にも大いに参考となるものである。こうした努力が世界中に知らされるのも IYDP の結果であろう。

韓国における新しい法律

大韓民国（韓国）は、IYDP である本年 6 月 1 日、「心身障害者福祉法」を発布した。始めての障害者に関する立法である。韓国における障害をもつ国民並びに関係者にとって、歴史的な出来事である。同法は、5 章 32 条からなり、第 1 章「総則」では、目的、定義、個人の尊厳、自立、国家責任を規定し、心身障害者福祉指導員制度を発足させている。第 2 章「福祉措置」、第 3 章「福祉施設」、第 4 章「費用」、第 5 章「補則」となっている。

同法の対象は、第 2 条「定義」で述べられているが、肢体不自由、視覚障碍、聴覚障碍、音声・言語機能障碍、精神薄弱、精神的欠陥など長時間にわたって、日常生活及び社会生活に制約のある人となっている。わが国とは異なり、一つの福祉法により、身体障碍、精神薄弱、精神障碍を包含しているのである。

同法が、障害者と関係者にとって永年の願いであったことは言を待たないのであるが、我が国の障害者に関するはじめての立法である身体障害者福祉法（1949 年立法、50 年施行）のはたした役割りを考え

海外の動き

るとき、今後の進展が大いに期待されるものである。わが国も、これ迄の経験を活して、大いに協力をしてゆくべきであり、隣国での関係者の意気込みや新しい展開に学ぶ所も多いことであろう。

（韓国では、“障碍”が使われており、わが国では、文字の制限から、碍を“害”としたことが対比されよう。）

1980年に韓国政府保健社会部により実施された「心身障害者実態調査」によれば、韓国（人口3,800万人）における、障害者の推定数は、約90万人とされており、人口の2.4%とされている。内訳は、肢体障碍6.6.1%，聴覚障碍11.8%，精神病4.9%，精神薄弱4.5%，視覚4.6%，言語4.5%の順となっている。

この他、障害者に関する立法をしようとする動きも各国にあり、IYDPを機に検討されている。IYDPは当然乍ら、こうした政治的努力を推進する力となっているのである。

米国における動き

IYDPのこうした活発な動きの中で、米国では、本年10月から実施される連邦政府補助金の25%カットへの対応という

重大な局面を迎えている。

障害者に係る政策も例外ではなく、レーガン大統領の提案の主な内容は、

- 1) 1981年の連邦補助金を25%削減すること。
- 2) 連邦政府の法律、施行細則の見直し
- 3) 決定権を州政府や地方政府へ移管すること。
- 4) 40にわたる補助策を5つのブロックに集約すること。

などである。

これにより、これまで連邦補助金によって支えられてきた多くの障害者へのサービスが、事実上維持できなくなる恐れが大きく。特に、重度障害者に焦点をあて改正されたリハビリテーション法（1973年大幅改正）による独立生活プログラムや種々の研究などの積極的なサービスが大打撃をうけることは間違いない。また統合教育の推進などをすすめる全障害児教育法によるサービスも厳しい場面に立たされよう。医療補助や他の生活保護などの社会保障法関連も大幅な削減の対象となっている。

こうした動きに、障害者自身や関係者は、強い抗議行動を繰り広げているが、IYDPに予期せぬレーガン政権の挑戦となつた。